

大津支部からのお知らせ

令和6年7月

事業者の皆様へ

公益社団法人滋賀労働基準協会 大津支部長

「産業用ロボット（教示等業務）に係る特別教育」 開催のご案内について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会大津支部の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業用ロボットによる労働災害が毎年発生しています。その防止対策として、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第31号(産業用ロボット教示等業務)、同第32号(産業用ロボット検査等業務)では、**事業者**に「特別教育」を行うよう規定されています。

つきましては、今回当支部におきまして事業者に代わり標記の労働安全衛生規則第36条第31号の**産業用ロボットの教示等業務に係る特別教育**(但し、「**学科のみ**」実施、同条第32号の「**検査等業務**」は除く。)を下記により実施しますので、新しくこの業務に就かれる方又は教育未実施の方は、ぜひこの機会に受講していただきますようご案内いたします。

記

1 日 時; 令和6年9月26日(木) 8時50分から17時00分まで

2 会 場; **滋賀労働基準協会 研修室**

大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階 (TEL 077-522-1786)

(会場地図は、後日受講票とともに送付させていただきます。)

3 対 象 者; 産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニピレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認(以下、「教示等」という。)の業務、又は当該教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作業務を行う者です。(検査・修理・調整とその確認等の「検査等業務」は除く)

4 教育科目; 「**学科**」:①産業用ロボットに関する知識 2時間

②産業用ロボットの教示等作業に関する知識 4時間 ③関係法令 1時間

「**実技**」:①産業用ロボットの操作方法 1時間 ②産業用ロボットの教示等の作業方法 2時間

※①②に関しては各事業場において実施していただき、学科修了後2週間以内の指定日までに、学科当日に受講者へ配布する「**実技教育実施報告書**」をご提出いただいた後に修了証を交付(郵送)します。

5 定 員; 60名

6 受付開始日; 7月12日(金)から受付開始します。なお、事前予約はありません。

7 申込み方法; 裏面申込書により 9月4日(水)まで(ただし、先着順、定員で締切とします)

〒520-0806 大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階

公益社団法人 滋賀労働基準協会 大津支部へお申し込みください。

(TEL 077-522-1786、FAX 077-522-1453) ※FAX できない時にご連絡ください。

8 受講料; 1名につき会員は、9,680円 (テキスト代を含む。消費税込)

ただし、会員外は、11,880円 (テキスト代を含む。消費税込)

[裏面へ]

この講習会の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、(公社)滋賀労働基準協会 大津支部(Tel:077-522-1786)へお問合せください。申込、取消、変更などにつきましては、本部とは異なりますのでご注意願います。

9 納付方法; 次のいずれかにより開講日の10日前までに納付してください。

(1) 現金又は現金書留(事前に提出した受講申込書の写しを持参又は同封してください。)

(2) 銀行振込 ・滋賀銀行 膳所駅前支店(滋銀) (普) 0039054

・関西みらい銀行 びわこ営業部(関銀) (普) 0316638

(社) 滋賀労働基準協会大津支部 あて

(注) ①「請求書」を送付しますので、開講日の10日前までにお支払ください。

②「振込手数料」は申込者のご負担でお願いします。

③ 銀行振込時は「振込明細書」をもって領収書に代えさせていただきます。

10 その他

(1)「受講票」の送付は、受付次第順次、「請求書」とともに送付します。

(感染状況・受講予約状況・天候等で中止・変更する場合がありますので、ご注意ください。)

(2) 受講者は、各種感染症防止のため、「マスク」の着用をお願いします。

(3) 所定の科目修了者(実技教育実施報告書を含む)には、後日、「修了証」を交付します。

(4) 会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用のうえお越しください。

(JR膳所駅より徒歩約15分、または京阪電鉄石場駅より徒歩約5分)

*お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

(5) 昼休憩時間が短いので、各自「昼食弁当持参」でのご参加をお願いします。

(6) 当日は、「禁煙」にご協力ください。

以上

.....< 下記に記載し、このページをFAXしてください >.....

申込FAX番号:077-522-1453

(2024.9.26 用)

「産業用ロボット (教示等業務) 特別教育」 受講申込書

公益社団法人滋賀労働基準協会の[会員 ・ 会員外](←どちらかに○印)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	昭和・平成 年 月 日	〒
	昭和・平成 年 月 日	〒
●本教育を知られた方法は⇒レを		<input type="checkbox"/> 大津支部からのお知らせ <input type="checkbox"/> 当協会のホームページ
●今後希望する研修・教育があれば記載を⇒		

(注意) ①「修了証」作成のため、お名前は楷書で正確にご記入願います。

②受講者の変更は、前日までにご連絡ください。

③開講日前の1週間以内の取消・欠席、遅刻、早退の場合は、受講料を返還いたしません。

④お知らせいただいた個人情報、本教育の目的以外に使用することはありません。

上記の者の受講を申し込みます。

令和 年 月 日

事業場名

所在地 〒

申込担当者職氏名

電話番号: _____

FAX 番号: _____

公益社団法人 滋賀労働基準協会大津支部長 殿

受講料納入方法	名	円	現金(書留)	銀行振込予定 <input type="checkbox"/> にレを!	月 日 <input type="checkbox"/> 滋銀 <input type="checkbox"/> 関銀
---------	---	---	--------	---	--